

参考資料

1 第3期計画の評価

(1) 評価・判定方法について

第3期計画は、健康分野別に指標を設定しています。分野別の傾向をみるために、指標の評価を行い、その結果に基づく各分野の判定を次のとおり行いました。

① 指標の評価方法

分野別の指標について、以下のとおり評価しています。

指標の評価	評価の意味		点数
目標達成(◎)	目標達成		1点
改善傾向(○)	第3期策定時(H24)から	±1%以上の改善	0.5点
現状維持(→)		±1%未満の変動	0点
後退傾向(×)		±1%以上の悪化	-1点
不明(ー)	—		—

② 分野の判定方法

各分野の判定結果は、指標の評価に付与された点数を合計し、目標数で除する（平均点）ことで求められます。算出された平均点を次の基準で判定しています。

判定	平均点
A	0.75点以上
B	0.25点以上 0.75点未満
C	0点以上 0.25点未満
D	0点未満

(2) 行動目標の達成状況

① 健康意識分野

■分野の判定結果

指標数	目標達成	改善傾向	現状維持	後退傾向	不明	判定
14	6	0	1	2	5	B

■指標と評価

行動目標	指標	対象	第3期 策定時 (H24)	現状値 (H29)	目標値	評価
日頃から健康への意識を高めよう	疾病予防のために日常生活で心がけている(生活習慣)人の割合	青年期	85.0%	89.4%	増やす	◎
		壮年期	90.2%	89.2%	増やす	×
		高齢期	90.7%	95.6%	増やす	◎
適正体重を知ろう	適正体重を知っている人の割合	小学校期	—	60.5%	増やす	—
		中学・高校期	—	25.7%	増やす	—
		青年期	—	68.1%	増やす	—
		壮年期	—	76.6%	増やす	—
		高齢期	—	73.6%	増やす	—
むし歯と歯周病について理解しよう	歯や歯ぐきの健康がからだ全体の健康に影響を及ぼすことを理解している人の割合	青年期	68.8%	81.4%	増やす	◎
		壮年期	88.6%	88.6%	増やす	→
		高齢期	91.9%	89.6%	増やす	×
こころの健康に関心を持とう	こころの健康に関心を持っている人の割合	青年期	23.4%	30.1%	増やす	◎
		壮年期	12.9%	24.0%	増やす	◎
		高齢期	12.2%	17.3%	増やす	◎

② 健康管理分野

■分野の判定結果

指標数	目標達成	改善傾向	現状維持	後退傾向	不明	判定
8	0	1	0	7	0	D

■指標と評価

行動目標	指標	対象	第3期 策定時 (H24)	現状値 (H29)	目標値	評価
健康診査・がん 検診を受けよう	国民健康保険特 定健康診査の受 診率	壮年期 高齢期	35.3%	38.6%	60%以上	○
	特定保健指導の 実施率	壮年期 高齢期	20.3%	14.9%	60%以上	×
	がん検診の受診率 (胃がん検診)	壮年期 高齢期	8.2%	5.8%	増やす	×
	がん検診の受診率 (肺がん検診)	壮年期 高齢期	21.4%	7.1%	増やす	×
	がん検診の受診率 (大腸がん検診)	壮年期 高齢期	23.5%	9.2%	増やす	×
	がん検診の受診率 (乳がん検診)	壮年期 高齢期	29.1%	21.3%	増やす	×
	がん検診の受診率 (子宮頸がん検診)	青年期 壮年期 高齢期	33.7%	14.8%	増やす	×
予防接種を受け よう	予防接種の接種率 (麻しん、風しん 混合第2期)	乳幼児期	95.1%	94.1%	増やす	×

③ 栄養・食生活分野

■分野の判定結果

指標数	目標達成	改善傾向	現状維持	後退傾向	不明	判定
20	9	6	0	5	0	B

■指標と評価

行動目標	指標	対象	第3期 策定時 (H24)	現状値 (H29)	目標値	評価
適正体重を維持しよう	小学生の適正体重児の割合	小学5年生	84.8%	90.2%	90%以上	◎
	女性のやせの割合	20歳代女性	14.3%	9.1%	減らす	◎
	男性の肥満の割合	40歳、50歳代の男性	40.6%	41.3%	35%以下	×
	女性の肥満の割合	60歳代女性	22.0%	17.9%	20%以下	◎
	低栄養傾向(BMI 20以下)の高齢者の割合	高齢期	17.3%	21.4%	減らす	×
適切な量と質の食事をとろう	主食・主菜・副菜をそろえることをこころがける人の割合(いつも・ほとんど毎日、週4～5日)	乳幼児期	42.1%	77.5%	50%以上	◎
		小学校期	56.8%	82.0%	70%以上	◎
		中学・高校期	47.4%	84.1%	70%以上	◎
		青年期	63.2%	57.6%	50%以上	◎
		壮年期	77.2%	65.3%	70%以上	×
		高齢期	81.1%	72.6%	増やす	×
	野菜をほとんど食べない子の割合	乳幼児期	8.1%	5.4%	5%以下	○
		小学校期	6.9%	3.6%	5%以下	◎
		中学・高校期	12.4%	5.9%	10%以下	◎
	小鉢1皿分の野菜を1日3～4皿以上食べている人の割合	青年期	28.7%	33.6%	40%以上	○
		壮年期	33.9%	41.9%	50%以上	○
		高齢期	41.5%	38.7%	60%以上	×
	カロリーや塩分などの表示を参考にしている人の割合(いつも・ときどき)	青年期	36.8%	46.9%	60%以上	○
		壮年期	46.5%	53.3%	60%以上	○
		高齢期	53.4%	54.4%	70%以上	○

④ 歯の健康分野

■分野の判定結果

指標数	目標達成	改善傾向	現状維持	後退傾向	不明	判定
23	1	14	1	7	0	C

■指標と評価

行動目標	指標	対象	第3期 策定時 (H24)	現状値 (H29)	目標値	評価
丈夫な歯を育み、健康な歯と歯肉(歯ぐき)を守ろう	むし歯ゼロ本の子の割合	3歳児	84.4%	90.0%	100%	○
		小学6年生	96.1%	90.9%	100%	×
	定期的にフッ化物塗布をしている子の割合	乳幼児期	35.6%	47.1%	50%以上	○
		小学校期	51.6%	64.7%	70%以上	○
	保護者が仕上げ歯みがきをしている児童の割合	小学校期	37.5%	37.7%	50%以上	→
歯と口腔の健康に対する意識を高めよう	歯みがき後から就寝までの間に、おやつ・間食などを食べない児童・生徒の割合	乳幼児期	78.2%	89.9%	100%	○
		小学校期	74.3%	89.3%	100%	○
		中学・高校期	41.0%	74.6%	100%	○
	毎日、噛みごたえのある食材を食べている人の割合	青年期	7.5%	5.3%	10%以上	×
		壮年期	9.3%	4.8%	15%以上	×
	歯や歯ぐきの健康がからだ全体の健康に影響を及ぼすことを理解する人の割合	中学・高校期	55.1%	51.5%	80%以上	×
		青年期	68.8%	81.4%	90%以上	○
	歯科保健指導等を受けたことのある人の割合	高齢期	69.2%	50.6%	80%以上	×
歯周疾患の予防と早期発見・早期治療に努め、歯の喪失を防ごう	80歳で20本以上の歯がある人の割合	80歳	34.1%	43.5%	50%以上	○
		むし歯の治療をしていない人の割合	小学校期	4.4%	3.3%	0%
	中学期		5.9%	3.4%	0%	○
	40歳		18.8%	11.1%	10%以下	○
	60歳		13.0%	0%	10%以下	◎
	定期的に歯科検診を受けている人の割合	高校期	7.9%	9.9%	15%以上	○
		青年期	25.0%	36.3%	40%以上	○
		壮年期	35.3%	36.5%	50%以上	○
		高齢期	49.7%	39.9%	65%以上	×
		60歳代の咀嚼良好者の割合	60歳代	86.8%	67.7%	90%以上

⑤ 身体活動・運動分野

■分野の判定結果

指標数	目標達成	改善傾向	現状維持	後退傾向	不明	判定
13	2	2	0	9	0	D

■指標と評価

行動目標	指標	対象	第3期 策定時 (H24)	現状値 (H29)	目標値	評価
運動習慣を持とう	毎日、外遊びや運動をしている子の割合	乳幼児期	49.1%	51.4%	50%以上	◎
		小学校期	31.7%	30.8%	50%以上	×
		中学・高校期	37.3%	34.2%	50%以上	×
	継続的な運動習慣を持つ人の割合	青年期	23.4%	20.4%	30%以上	×
		壮年期	25.3%	28.1%	50%以上	○
		高齢期	53.4%	51.9%	60%以上	×
意識してからだを動かそう	積極的に歩いたり、散歩したりすることをこころがける人の割合	青年期	46.7%	45.1%	増やす	×
		壮年期	61.3%	55.6%	増やす	×
		高齢期	65.3%	79.9%	増やす	◎
積極的に歩こう	一日の平均歩数	20歳～64歳(男性)	6,610 歩	8,390 歩	9,000 歩	○
		20歳～64歳(女性)	7,976 歩	6,976 歩	8,500 歩	×
		65歳以上(男性)	5,944 歩	5,600 歩	7,000 歩	×
		65歳以上(女性)	5,959 歩	5,313 歩	6,000 歩	×

⑥ 休養・こころの健康分野

■分野の判定結果

指標数	目標達成	改善傾向	現状維持	後退傾向	不明	判定
17	12	0	1	4	0	B

■指標と評価

行動目標	指標	対象	第3期 策定時 (H24)	現状値 (H29)	目標値	評価
睡眠を十分にと ろう	睡眠を十分にと っている児童・生 徒の割合	乳幼児期	72.3%	87.7%	増やす	◎
		小学校期	70.2%	75.4%	増やす	◎
		中学・高校期	73.1%	65.1%	増やす	×
	睡眠を十分にと っている人の割 合	青年期	59.4%	70.8%	増やす	◎
		壮年期	64.3%	65.3%	増やす	◎
		高齢期	79.4%	82.4%	増やす	◎
ストレスとうまくつ きあう	子育てがとても楽 しいと感じている 人の割合	青年期	46.3%	41.7%	増やす	×
		職場や学校、近 所での人づきあ いでストレスを感 じている人の割 合	中学・高校期	62.9%	57.0%	減らす
	青年期	39.6%	39.8%	減らす	→	
	壮年期	29.2%	29.9%	減らす	×	
	高齢期	8.3%	8.2%	減らす	◎	
相談先がある人 を増やそう	相談先がある人 の割合	小学校期	98.2%	92.1%	増やす	×
		中学・高校期	92.0%	94.6%	増やす	◎
		青年期	78.5%	82.3%	増やす	◎
		壮年期	69.2%	69.4%	増やす	◎
		高齢期	54.8%	55.2%	増やす	◎
	ゲートキーパーの 養成	青年期 壮年期 高齢期	18人(市民) 40人(職員)	172人	増やす	◎

⑦ 喫煙（たばこ）分野

■分野の判定結果

指標数	目標達成	改善傾向	現状維持	後退傾向	不明	判定
12	3	5	0	4	0	C

■指標と評価

行動目標	指標	対象	第3期 策定時 (H24)	現状値 (H29)	目標値	評価
たばこを吸っている人を減らそう	喫煙率	青年期	15.0%	12.4%	15%以下	◎
		壮年期	21.4%	17.4%	20%以下	◎
		高齢期	11.4%	8.2%	10%以下	◎
	妊娠中の喫煙率	青年期	5.2%	3.8%	0%	○
	COPDの認知度	青年期	42.1%	27.5%	80%	×
		壮年期	38.0%	35.4%	80%	×
		高齢期	39.2%	23.6%	80%	×
受動喫煙を減らそう	最近1か月の受動喫煙を経験したことがある人の割合(行政機関)	青年期	2.2%	0.8%	0%	○
		壮年期				
		高齢期				
	最近1か月の受動喫煙を経験したことがある人の割合(医療機関)	青年期	2.5%	3.0%	0%	×
		壮年期				
		高齢期				
最近1か月の受動喫煙を経験したことがある人の割合(職場)	青年期	21.9%	14.9%	0%	○	
	壮年期					
	高齢期					
最近1か月の受動喫煙を経験したことがある人の割合(家庭)	青年期	17.2%	10.0%	3%以下	○	
	壮年期					
最近1か月の受動喫煙を経験したことがある人の割合(飲食店)	青年期	48.5%	33.6%	15%以下	○	

⑧ 飲酒（アルコール）分野

■分野の判定結果

指標数	目標達成	改善傾向	現状維持	後退傾向	不明	判定
6	0	2	0	4	0	D

■指標と評価

行動目標	指標	対象	第3期 策定時 (H24)	現状値 (H29)	目標値	評価
生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしない	1日に日本酒にして3合以上飲んでいる人の割合	青年期	12.4%	15.1%	減らす	×
		壮年期	8.6%	18.8%	減らす	×
		高齢期	2.2%	7.2%	減らす	×
お酒を飲まない、飲ませない	飲酒経験がある児童	小学校期	10.8%	5.7%	0%	○
	飲酒経験がある生徒	中学・高校期	23.8%	18.1%	0%	○
	妊娠中に飲酒する人	青年期	2.8%	2.9%	0%	×

⑨ 地域での取組分野

■分野の判定結果

指標数	目標達成	改善傾向	現状維持	後退傾向	不明	判定
5	3	0	0	2	0	C

■指標と評価

行動目標	指標	対象	第3期 策定時 (H24)	現状値 (H29)	目標値	評価
健康づくり活動を 目的にした活動 へ主体的に参加 しよう	体育協会・レクリ エーション協会・ スポーツ少年団 の会員数 ^{注)}	小学校期 中学・高校期 青年期 壮年期 高齢期	3,593 人	2,770 人	5,000 人	×
	スポーツ・レクリ エーション事業参 加者数 ^{注)}	小学校期 中学・高校期 青年期 壮年期 高齢期	7,900 人	3,206 人	15,000 人	×
自分が住む地域 とのつながりを持 とう	地域とのつながり が強いと感じてい る人の割合	青年期	8.4%	10.6%	増やす	◎
		壮年期	10.5%	8.4%	増やす	×
		高齢期	27.5%	17.3%	増やす	×
	地域まちづくり会 議参画者数 (H26年度～)	青年期 壮年期 高齢期	—	延べ 760 人	延べ 600 人	◎
地域で健康づくり を進めよう	(仮称)健康出前 講座参加者	青年期 壮年期 高齢期	198 人	241 人	増やす	◎

注)「志木市スポーツ推進計画(後期計画)」より抜粋。

⑩ 食育推進項目

■分野の判定結果

指標数	目標達成	改善傾向	現状維持	後退傾向	不明	判定
17	3	5	3	5	1	C

■指標と評価

行動目標	指標	対象	第3期 策定時 (H24)	現状値 (H29)	目標値	評価
朝食を毎日食べよう	朝食を食べる人の割合(ほぼ毎日)	小学校期	94.8%	94.9%	100%	→
		中学・高校期	77.4%	82.9%	90%以上	○
		20歳～50歳代男性	67.4%	68.3%	70%以上	○
共食の機会を増やそう	1人で食事をする子の割合	小学校期朝食	8.4%	4.6%	5%以下	◎
		小学校期夕食	0.9%	1.1%	0%	×
		中学校期朝食	39.8%	31.3%	30%以下	○
		中学校期夕食	14.1%	10.1%	10%以下	○
地元の農産物を食べよう(地産地消)	市内農産物を購入している(食べている)人の割合	小学校期	87.5%	86.2%	100%	×
		中学校期	—	55.1%	100%	—
		成人(20歳以上)	70.0%	75.9%	80%以上	○
食育への関心を高めよう	食育に関心がある人の割合(とても・どちらかといえば)	乳幼児期の保護者	89.1%	89.2%	90%以上	→
		小学校期の保護者	87.9%	85.0%	90%以上	×
		成人(20歳以上)	69.0%	67.2%	80%以上	×
食事のマナーを身につけよう	「いただきます」「ごちそうさま」などあいさつをしている割合(いつも)	乳幼児期	89.3%	85.5%	100%	×
		高校期	61.3%	71.2%	70%以上	◎
	残さず食べる子の割合(いつも)	小学校期	61.1%	61.4%	70%以上	→
		中学校期	61.1%	72.2%	70%以上	◎

2 計画策定に係る会議の設置要綱

(1) 志木市健康づくり市民推進協議会

志木市健康づくり市民推進協議会設置要綱

平成17年6月3日

告示第76号

改正 平成25年4月1日告示第105号

平成26年9月30日告示第220号

平成28年6月3日告示第123号

平成29年3月24日告示第55号

(設置)

第1条 すべての市民が健康で充実した生活を過ごすことができる地域社会の実現を目指す
いは健康21プラン及び市の健康づくり関連事業を推進するため、志木市健康づくり市民
推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康増進計画、歯科口腔保健計画、食育推進計画及び自殺対策計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 健康の保持及び増進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内の公共団体の代表
- (3) 行政機関の職員
- (4) 教育機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部健康政策課において処理する。

(会議の記録等)

第7条 健康福祉部健康政策課長(次項において「課長」という。)は、会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

2 課長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行規則)

第1条 この告示は、平成17年6月3日から施行する。

(健康・体力増進市民運動推進要綱等の廃止)

第2条 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 健康・体力増進市民運動推進要綱等(昭和54年3月1日制定)

(2) 志木市健康・体力づくり推進協議会運営要綱(昭和54年3月1日制定)

(3) 志木市日本一の健康都市づくり市民推進委員会設置要綱(平成15年7月28日制定)

(委員の任期に関する経過措置)

第3条 この告示の施行の日の前日において次に掲げる従前の協議会その他の機関の委員である者の任期は、当該委員の任期を定めたそれぞれの要綱の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) 志木市健康・体力づくり推進協議会

(2) 志木市日本一の健康都市づくり市民推進委員会

(志木市健康づくり市民推進協議会の委員の任期の特例)

第4条 この告示の施行後最初に委嘱される志木市健康づくり市民推進協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成25年告示第105号)

この告示は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年告示第220号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第123号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年告示第55号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(2) いろは健康21プラン等策定庁内検討会議

いろは健康21プラン等策定庁内検討会議設置要綱

平成25年4月1日

制定

改正 平成28年6月9日

平成29年7月6日

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進計画、歯科口腔保健計画及び食育推進計画(以下「いろは健康21プラン等」という。)を策定するため、いろは健康21プラン等策定庁内検討会議(以下「検討会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いろは健康21プラン等の基本的な方針に関すること。
- (2) いろは健康21プラン等の目標に関すること。
- (3) いろは健康21プラン等に関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、いろは健康21プラン等の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる課等の職員のうち、主査(相当職を含む。)以上の職にある者をもって組織する。

- (1) 市民生活部市民活動推進課
- (2) 市民生活部産業観光課
- (3) 健康福祉部福祉課
- (4) 健康福祉部長寿応援課
- (5) 健康福祉部子ども家庭課
- (6) 健康福祉部健康政策課
- (7) 健康福祉部保険年金課
- (8) 健康福祉部健康増進センター
- (9) 都市整備部都市計画課
- (10) 都市整備部道路課
- (11) 教育委員会教育政策部学校教育課
- (12) 教育委員会教育政策部生涯学習課

2 検討会議の会長(以下「会長」という。)は、健康福祉部健康政策課長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した者がその職務を代理する。

(設置期間)

第4条 検討会議の設置期間は、いろは健康21プラン等の案の策定が終了する日までとする。

(会議)

第5条 検討会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に会議を構成する者以外の者の出席を求めてその者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、健康福祉部健康政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月9日)

この要綱は、平成28年6月9日から施行する。

附 則(平成29年7月6日)

この要綱は、平成29年7月6日から施行する。

3 計画策定までの経過

(1) 志木市健康づくり市民推進協議会

回数	開催日	検討内容
平成29年度		
第1回	平成29年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○いろは健康21プラン(第3期)・食育推進計画、歯と口腔の健康プランの概要について ○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の策定に向けて ○自殺対策計画の策定に向けて
第2回	平成29年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○次期いろは健康21プランの策定に係る改定方針(案)の検討について ○次期いろは健康21プランの策定に係る市民健康意識調査について
第3回	平成29年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺対策計画策定に係る市民意識調査について ○次期いろは健康21プランの策定に係る市民健康意識調査について
第4回	平成29年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○次期いろは健康21プランの策定に係る市民健康意識調査について ○自殺対策計画策定に係る市民意識調査について
第5回	平成30年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○次期いろは健康21プランの策定に係る市民健康意識調査の結果報告について ○いろは健康21プラン(第3期)/食育推進計画/歯と口腔の健康プランの指標について ○自殺対策計画策定に係る市民意識調査の結果報告について
平成30年度		
第1回	平成30年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の策定に向けて ○自殺対策計画策定に向けて
第2回	平成30年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の策定に向けて(行動目標および指標の設定等) ○(仮称)市民のこころと命を守るほっとプランについて(課題や主な事業)
第3回	平成30年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の素案について ○(仮称)市民のこころと命を守るほっとプランの素案について
第4回	平成30年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の素案について ○市民のこころと命を守るほっとプランの素案について
第5回	平成31年1月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の素案の意見公募結果について ○市民のこころと命を守るほっとプランの素案の意見公募結果について

(2) いろは健康21プラン等策定庁内検討会議

回数	開催日	検討内容
平成29年度		
第1回	平成29年8月28日	○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の概要、計画策定の趣旨について ○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の策定スケジュールについて
第2回	平成29年10月24日	○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の計画策定に係る市民健康意識調査について
第3回	平成30年3月22日	○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の計画策定に係る市民健康意識調査の結果について
平成30年度		
第1回	平成30年7月3日	○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の策定について(構成案、判定結果報告、現状と課題など)
第2回	平成30年8月2日	○関係所属における既存事業の現状と課題及び新規事業について
第3回	平成30年10月4日	○いろは健康21プラン(第4期)素案について
第4回	平成31年1月11日	○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔の健康プラン(第2期)素案の意見公募結果について ○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔の健康プラン(第2期)計画の概要版(案)について

(3) 志木市健康福祉施策庁内推進会議

回数	開催日	検討内容
平成30年度		
第1回	平成30年10月17日	○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔の健康プラン(第2期)素案について

(4) 庁議の開催経過

回数	開催日	検討内容
平成30年度		
第1回	平成30年11月13日	○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔の健康プラン(第2期)素案について(意見公募)
第2回	平成31年1月15日	○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の素案の意見公募結果について
第3回	平成31年2月12日	○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の策定について

(5) 市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果

① 意見公募期間

平成 30（2018）年 12 月 1 日（土）～平成 31（2019）年 1 月 4 日（金）

② 素案の公表場所

健康政策課、健康増進センター、柳瀬川・志木駅出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、総合福祉センター、市民体育館

③ 意見募集状況

意見件数 0 件

4 志木市健康づくり市民推進協議会委員名簿

任期:2017(平成29)年4月1日～2019(平成31)年3月31日

No.	選出区分	氏名	所属団体
1	識見を有する者	◎山下和彦	医療法人社団 至高会 たかせクリニック 地域医療研究部 部長(工学博士)
2		鎌田昌和	朝霞地区医師会志木支部
3		渡部日恵	朝霞地区歯科医師会志木支部
4		田代健	朝霞地区薬剤師会志木支部
5		西和江	埼玉県歯科衛生士会朝霞支部
6	市内の 公共団体の代表	谷合弘行	志木市社会福祉協議会
7		日東明子	志木市母子保健推進員連絡協議会
8		前野房子	志木市食生活改善推進員協議会
9		谷岡正吉	志木市町内会連合会
10		清水正子	志木市連合婦人会(2018年8月まで)
		荒野壽子	志木市連合婦人会(2018年9月から)
11		星野賢	志木市体育協会
12		○小山博久	志木市国民健康保険運営協議会(2018年12月まで)
		細沼明男	志木市国民健康保険運営協議会(2019年1月から)
13		新井弘	志木市老人クラブ連合会(2018年1月まで)
		小松喜六	志木市老人クラブ連合会(2018年2月から)
14	金敷禎子	志木市民生委員・児童委員協議会	
15	木下武三	志木市立学校PTA連合会(2018年3月まで)	
	村田敬吾	志木市立学校PTA連合会(2018年4月から)	
16	行政機関の職員	赤羽尚子	埼玉県朝霞保健所(2018年3月まで)
	原田由美子	埼玉県朝霞保健所(2018年4月から)	
17	教育機関の職員	川崎善一	志木市立小・中学校長会(2018年3月まで)
	齋地満	志木市立小・中学校長会(2018年4月から)	
18	教育機関の職員	滝沢麻子	志木市養護教諭部会
19	その他市長が 適当と認める者	小松順子	いきいきサロン事業・ふれあいサロン運営委員会
20		大熊啓太	東上地区私立幼稚園協会志木支部長
21		飯田順一	志木市いろは健康21プラン推進事業実行委員会
22		濱田好江	NPO 法人クラブしっきーず

注)「◎」は会長、「○」は副会長

5 志木市市民の歯と口腔の健康づくり推進条例

志木市市民の歯と口腔の健康づくり推進条例

平成23年12月22日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)に基づき、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたり自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- (2) 市民が生涯にわたり地域において適切な歯と口腔の保健医療サービス及び福祉サービスを受けることができる環境整備を推進すること。
- (3) 健康、医療、福祉、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(健康医療等関係者の責務)

第4条 健康、医療、福祉及び教育に係る職務に携わる者であって、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うものは、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する知識と理解を深め、歯と口腔の健康づくりに自ら積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策の推進)

第6条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを図るための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 乳幼児期及び学齢期におけるむし歯予防策等を推進すること。
- (2) 成人期における歯周疾患予防策等を推進すること。
- (3) 高齢期における口腔機能の維持及び向上策等を推進すること。
- (4) 障がいのある者、介護を必要とする者等に対する適切な歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (5) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び普及啓発を推進すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策を推進すること。

(計画の策定)

第7条 市長は、生涯にわたる市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「志木市歯科口腔保健計画」という。)を定めるものとする。

2 志木市歯科口腔保健計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口腔の健康づくりに関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(財政上の措置)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定により策定されているいは健康21プランは、平成25年3月31日までの間に限り、第7条に規定する志木市歯科口腔保健計画とみなす。